

政令第二百三十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百号を第百四号とし、第九十二号から第九十九号までを四号ずつ繰り下げ、第九十一号を第九十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十五 四―メチル―五―（四―メチルフェニル）―四・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びそ

の塩類

第一条中第九十号を第九十三号とし、第六十三号から第八十九号までを三号ずつ繰り下げ、第六十二号を第六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十五 N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルアセトアミド及びその塩類

第一条中第六十一号を第六十三号とし、第二十三号から第六十号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 一―シクロヘキシル―四―(一・二―ジフェニルエチル)ピペラジン及びその塩類

第一条中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 二―(エチルアミノ)―二―(三―メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

麻薬及び向精神薬取締法の目的を達成するため、新たに四種の物質を麻薬に指定する必要があるからである。